



住基カードの多目的利用

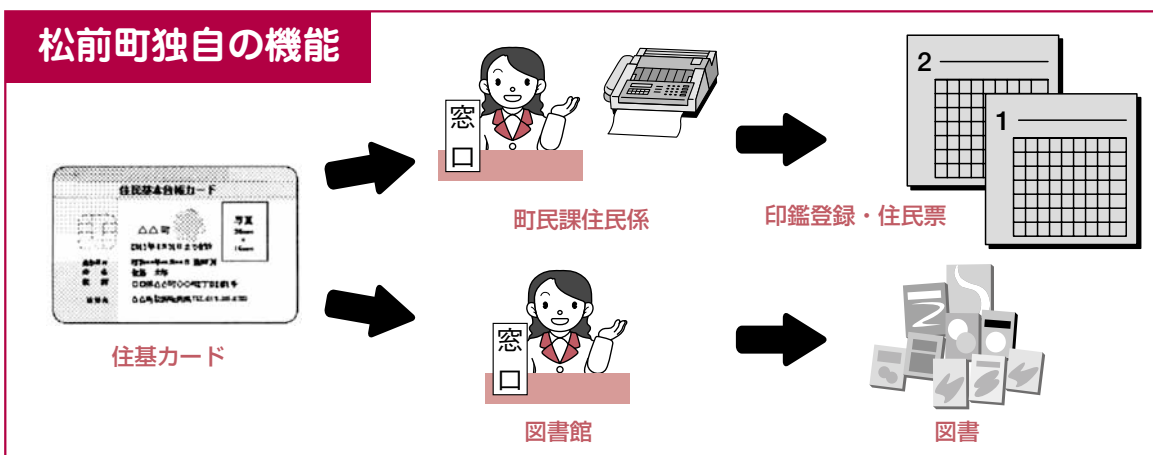
ご利用ください！住民基本台帳カードの多目的利用

松前町では、愛媛県内では初めてとなる住民基本台帳カード(住基カード)の多目的利用を2月1日からスタートします。

住基カードは、高度なセキュリティ機能を備えたICカードを採用しています。ICカードは、いわば小さなコンピュータです。情報を暗号化し、記録された領域に鍵をかけることによってプライバシーを守ります。住基カードで住民票の広域交付などを行うことができます。また、ICカードの独自利用の領域を活用し、新たなサービスを行うことができます。なお、紛失した場合、本人からの連絡により、ただちに使用中止の手続きをとります。

現在の住基カードで

- **受けられるサービス**
身分証明書
- **身分証明書**
写真つきであれば全国共通の公的な身分証明書となります。
- **住民票の写しの広域交付**
松前町以外の市町村でも自分の住民票が取れるようになります。
- **公的個人認証サービス**
住基カードに電子証明書(発行手



松前町独自の機能

数料500円)を記録することによって電子申請などを利用してさまざまな行政手続きがいつでも簡単に行えるようになります。

松前町独自のサービス

- **印鑑登録証**
住基カードに多目的利用の申請を行うことにより印鑑登録証として利用できます。
- **図書館カード**
住基カードを発行後、図書館で申請を行うことによりライブラリーカードとして利用できます。
- **住民票の写し・印鑑登録証明書の自動作成**
住基カードに自動作成の機能を持たせることにより住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動作成を行います。そのため、交付までの時間が短縮されます。

住基カードの交付を受けるには

【申請できる人】
松前町の住民基本台帳に登録されている方なら、年齢に関わりなく申請できます。

【二重交付の禁止】

住基カードの交付は1人1枚です。

【2種類のカードから選択】

住基カードは「顔写真なしカード」と「顔写真付カード」の2種類あり、どちらかを選んでいただきます。「顔写真付カード」は運転免許証と同様に、公的な身分証明書として利用することができます。

【即日交付が可能】

住基カードは即日交付が可能です。交付するまで30分程度かかります。時間的に余裕のない方は、日を改めての交付や、同じ日の別の時間帯に交付を受けることもできます。ただし、本人確認ができない方は、即日交付できません。

【申請の場所】

役場町民課住民係窓口

【受付日時】

町役場開庁日の月曜日～金曜日
午前9時～午後5時

※ ただし、即日交付を希望する場合は午前9時～午後4時30分
問い合わせ
役場町民課住民係

☎ 985-4105